

○越前町青雲特待生奨学金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日

教育委員会告示第 1 号

改正 平成 21 年 11 月 25 日教委告示第 1 号

平成 23 年 9 月 2 日教委告示第 2 号

令和 3 年 3 月 9 日教委告示第 1 号

令和 4 年 10 月 21 日教委告示第 13 号

令和 5 年 4 月 1 日教委告示第 4 号

令和 5 年 9 月 1 日教委告示第 9 号

(目的)

第 1 条 この告示は、国内に在住する優れた資質を有する生徒に対して、福井県立丹生高等学校（以下「高等学校」という。）への進学を推奨し、もって越前町唯一の高等学校を育成するとともに、地域全体の教育の振興を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 奨学金の交付を受けることができる者（以下「特待生」という。）は、原則として国内に住所を有する者で、次の各号に掲げる条件を全て満たし、かつ、別表第 1 に定める中学校学力等基準に該当する者とする。

(1) 中学校又は盲・ろう・養護学校中等部（以下「中学校」という。）第 3 学年に在学し、翌年度 4 月に福井県立丹生高等学校へ進学する者

(2) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が高校生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者

(3) 心身ともに健康であり、就学に十分耐え得ると認められる者
(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は、月額 8,000 円とする。

(特待生の認定申請)

第 4 条 特待生の認定を受けようとする者の保護者は、越前町青雲特待

生認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（1） 在学する中学校の推薦調書（様式第2号）

（2） 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの
（特待生の決定）

第5条 特待生の決定は、別に規定する選考委員会の審査を経て教育委員会が決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により、決定した者に対しては越前町青雲特待生認定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては却下通知書（様式第4号）により、それぞれ通知する。

（支給方法及び時期）

第6条 奨学金の支給は、高等学校より学期末ごとに当該保護者等に支給するものとする。

（決定の取消し等）

第7条 教育委員会は、特待生が第2条第2号、第3号又は、別表第2に定める高等学校学力等基準に該当しなくなったときは、決定を取り消すことができる。ただし、既に経過した期間に係る奨学金については、この限りでない。

（高等学校の義務）

第8条 高等学校は、前条に掲げる取消し事由が生じた場合は直ちに教育委員会に報告するものとする。

（状況報告等）

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、高等学校に対し、特待生の学業成績に関し報告を求めることができる。

（特待生の義務）

第10条 特待生は、在学する学年末に学業成績証明書（様式第5号）を教育委員会に提出するものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月25日教委告示第1号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 2 日教委告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 9 日教委告示第 1 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 21 日教委告示第 13 号）

この告示は、令和 4 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日教委告示第 4 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 1 日教委告示第 9 号）

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

中学校学力等基準

教科学習	中学校課程最終 2 箇年の学習成績の評定は、各教科・科目の学習について 5 段階で表し、5 教科（国、社、数、理、英）の平均が 3. 6（小数第 2 位で四捨五入）以上である者
課外活動	在学中学校における活動において、県選抜者又は県大会に入賞し（個人・団体を問わず）かつ中学校課程最終 2 箇年の学習成績の評定は、各教科・科目の学習について 5 段階で表し、全履修教科の平均が 3. 3（小数第 2 位で四捨五入、選択教科は除く）以上で、高等学校においても引き続き活動を行う者

別表第 2（第 7 条関係）

高等学校学力等基準

教科学習	高等学校課程の学習成績の評定は、各教科・科目の学習について 5 段階で表し、5 教科（国、地歴・公民、数、理、英）の平均が 3. 6（小数第 2 位で四捨五入）以上である者
課外活動	中学校において行っていた活動を引き続き行い、他の模範となる活躍をしており、かつ、高等学校課程における評定は、各教科・科目の学習について 5 段階で表し、全履修教科の平均が 3. 3（小数第 2 位で四捨五入）以上である者